

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 杜の舎

目 次

社会福祉法人 杜の舎	・ ・ ・ ・ ・ 1
ワークショップありす	・ ・ ・ ・ ・ 3
ユニットもりのいえ	・ ・ ・ ・ ・ 5
エコネット・おおた	・ ・ ・ ・ ・ 7
アクトつるやま	・ ・ ・ ・ ・ 9
わーくさぼーと	・ ・ ・ ・ ・ 10
ありす相談支援事業所	・ ・ ・ ・ ・ 11
共生ホームあかり	・ ・ ・ ・ ・ 12
グループホーム (にらがわ・ひびき・くまの) (とも)	・ ・ ・ ・ ・ 13

令和6年度 社会福祉法人杜の舎 事業計画

【方針】

- I 基本的人権を尊重し、利用者の権利擁護の推進を図る。
- II 専門家であることを自覚し、利用者の視点に立ち、より専門的な支援を目指す。
- III 法人内の各事業が連携し、利用者が必要なときに必要なサービスが利用できるよう取り組んでいく。
- IV 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の構築を目指し、地域のニーズにあったサービスを展開していく。

【事業内容】

I 第一種社会福祉事業

障害者支援施設 ユニッツもりのいえ(施設入所支援・生活介護事業・短期入所)

II 第二種社会福祉事業

(1) 障害福祉サービス事業所

- ①ワークショップありす(生活介護事業)
- ②エコネット・おおた(就労継続支援A型事業・就労移行支援事業)
- ③にらがわホーム(共同生活援助事業)
- ④共生ホームあかり障害部門(共同生活援助事業・短期入所)
- ⑤ひびきホーム・くまのホーム(共同生活援助事業・短期入所)
- ⑥アクトつるやま(生活介護事業)
- ⑦グループホームとも(共同生活援助・短期入所)

(2) 相談支援事業等

- ①ありす相談支援事業(一般相談支援事業・特定相談支援事業)
- ②わーくさぽーと生活部門(障害者就業・生活支援センター)

(3) 認知症対応型共同生活介護事業

共生ホームあかり高齢部門(認知症対応型共同生活介護)
(認知症対応型通所介護(共用型))

III 公益事業

(1) わーくさぽーと就業部門(障害者就業・生活支援センター)

(2) 市町村地域生活支援事業(日中一時支援事業)

- ①ユニッツもりのいえ(太田市・大泉町・邑楽町日中一時支援事業)
- ②アクトつるやま(太田市日中一時支援事業)

(3) 大泉町障害者相談支援センター(障害者相談支援事業)

(4) 太田市障がい者相談支援センター(障害者相談支援事業)

(5) わーくさぽーと太田市就労相談(障害者相談支援事業)

(6) わーくさぽーと週末活動支援(群馬県障害者週末活動支援事業)

【重点目標】

- I 日中活動にかかる福祉サービスにおいて、知的障害者の高齢化への対応が大きな課題となっており、法人の各事業ごとに早急に対応を検討する。
エコネット・おおたにおいては一部就労継続支援 B 型事業への移行及び就労移行支援事業の休止等の検討、ワークショップありす及びアクトつるやまの生活介護事業については共生型事業を既に実施している共生ホームあかりの隣接地に高齢化・重度障害に対応した共生型サービス事業所の設置を検討する。（新規及び継続）
- II 共生ホームあかりの近隣への移転新築を推し進めていたにらわホーム（現在太田市営住宅を利用）について、12 月完成を目途に円滑に施設整備計画を実施する。（継続）
- III 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針にもとづき、それぞれの事業所において感染症・食中毒の発生や感染拡大の防止に努める。また、感染症クラスターや自然災害の発生に備え、業務継続計画（BCP）にもとづき必要備品の計画的な備蓄等を行い、有事には継続的なサービス提供ができるよう法人内事業所が連携して取り組んでいく。（継続）
- III 法人内グループホーム間での情報交換や支援の質向上に向け、新たに「グループホーム支援会議」を創設する。（新規）
- IV 福祉サービスの根幹となる相談支援事業について、一般相談支援・計画相談支援及び大泉町障害者相談支援センターへの職員派遣に加え、太田市障がい者相談支援センター（基幹相談支援センター）へ職員 1 名を新たに派遣するとともに、就労支援体制の構築に向け定期的に職員を派遣する。（新規）
- V 法人職員への処遇改善については継続して令和 5 年度と同額の処遇改善手当、特定処遇改善手当及び処遇改善支援手当を支給する（6 月以降は処遇改善加算が一本化される予定）。ただし経済情勢に注視し、必要な場合は手当の増額又は特別昇給も視野に入れ対応していく。（継続）

【その他】

1. 借入金の返済	共生ホームあかり	3,024 千円	（残高 5,040 千円）
	グループホームとも	1,836 千円	（残高 23,868 千円）
	借入金年度末残高		28,908 千円

令和6年度事業計画		事業所名：ワークショップありす	
事業所の概要	【住所】	太田市安良岡町 298-1	
	【サービスの種類とその定員】	生活介護事業 40名（現員44名）	
事業所の概要	【職員体制】	管理者	1名 サービス管理責任者 1名
		生活支援員	11名 看護師 1名
		事務員	2名 栄養士 1名
		調理員	1名
		【年間開所日数】	248日
目的	<p><生活介護事業> 利用者が自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、活動の提供の他、生活能力の向上のために必要な支援を行う。</p>		
方針	<p>1 障害者総合支援法の理念と法人の理念に基づき、個々に合った自立を目指して行けるようにするため、保護者との協力体制のもと次の3つの視点に沿った支援を行う。 ① 自分で選び、自分で決めること（自己選択・自己決定） ② 将来に向け社会の中で生きていく力を育むこと（適応力） ③ 利用者同士のつながりを大切にすること（集団）</p> <p>2 緊急時には保護者、法人内事業所並びに関係機関と連携をはかりながら迅速な対応を行う。</p>		
重点目標	<p>1 自主製品中心の生産活動を行いながら、ライフステージで生じる課題に向き合い、より利用者のニーズに沿った活動を提供する。 2 職員の連携を強化して、チームで支援にあたる。 3 専門的な支援分野の強化を目指す。 4 将来を見据え、中長期的視点に配慮した支援にあたる。 5 コロナウイルス等の感染症予防、蔓延防止に努める。</p>		
計画内容	<p>1 自主製品中心の生産活動を行いながら、ライフステージに生じる課題に向き合い、より利用者のニーズに沿った活動を提供する。</p> <p>① 自主製品中心の生産活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木工：絵馬、カレンダーの製作を中心に、安全に配慮して行う。納品の機会を設けて、外部との触れ合いを通じて社会性の向上を図る。納期を意識することで、責任感の向上を図る。木工製品の視察を行い、新製品のヒントや利用者のモチベーション向上を図る。コスト削減できるように、木材や他消耗品の物価を意識して、計画的に発注する。 ・農耕：職員の農耕スキルの向上を行う。 利用者の作業内容の充実を図る。作業の細分化と利用者の適性を考慮して作業機会の増加を図る。 ・EM：効能や活用方法などの検証を行う。 ・藍染、織物：より多くの工程に利用者が主体的に参加して、もの作りや売れる喜びを得る機会を提供していく。 ・請負：枕カバーの伸ばし作業を通して、個人の能力の発見と向上を図り、利用者同士が関わりを持って作業をするなかでの、集団意識の向上と社会的スキルの習得を目指す。 ・清掃：受楽寺の除草、清掃作業を行う。施設外での作業活動を通して、責任感や社会性の向上を目指す。 		

計画内容	<p>② 利用者のニーズに沿ったその他の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング：ストレス軽減やリフレッシュを兼ねて身体機能の維持や体力向上目的としながら、集団で行動する力も養っていく。 ・体操、ダンス：音楽や道具を使いながら、体操・ダンスを行い機能回復、機能維持、筋力維持などを目的として行う。 ・創作活動：季節を感じられるものの創作を通して、気持ちの安定や、指先の機能維持などを目的として行う。 ・音楽活動：楽器を演奏することで気持ちの安定、リフレッシュを図る。一緒に音楽を楽しみ集団で活動することに慣れる。歌を歌うことで発声を鍛える。 <p>2 職員の連携を強化して、チームで支援にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主担当と副担当を中心に連携して支援にあたる。 ・職員同士が意見を出し合い、同じ方向を目指して、利用者に混乱のないように支援を提供していく。 <p>3 専門的な分野の強化を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は利用者一人一人の違いを理解して、その人に合った支援や、必要な支援が提供できるように、専門性を高めていくため、積極的に研修参加や他事業所の見学を行っていく。 ・利用者の権利擁護のもと、虐待防止や身体拘束の防止の周知徹底を行い、適切な支援を行う。 ・細かなアセスメントに基づき、利用者の意向も踏まえて、将来を見据えたスキル向上と今ある課題を改善していくため、グループでの活動を週 1 回提供していく。 <p>4 将来を見据えて支援にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の連絡調整、家庭訪問などで保護者との信頼関係をつくる。 ・利用者の中長期的課題を保護者と共有し、今できる支援を行っていく。 ・家庭以外での暮らしを見据えて、現在の生活を理解するために家庭訪問や宿泊行事、または短期入所の体験を行っていく。 ・緊急時に備えての情報の整理を行い、関係機関との情報共有を行う。 <p>5 コロナウイルス等の感染症予防、蔓延防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の感染拡大防止の観点から、検温や消毒、換気等の対策を行う。 ・感染発生時の対応を迅速に行えるように、平時からの備えと定期的な委員会を開くことで職員全体での周知を行う。 ・感染対応の振り返りを全体で行い、記録に残すことで対応の強化を行う。 ・感染対策においては柔軟な対応を行い、継続して支援をしていけるようにする。
------	--

令和6年度事業計画	事業所名：ユニットもりのいえ
事業所の概要	<p style="text-align: center;">【住所】 太田市東金井町 2311-7</p> <p>【サービスの種類とその定員】 生活介護 40名（現員48名） 施設入所 40名（現員40名） 短期入所 日中一時支援合わせて5名</p> <p style="text-align: center;">【職員体制】 管理者1名 サービス管理責任者1名 支援員26名 看護師1名 栄養士1名 調理員6名 事務員1名 運転手1名 清掃員1名 協力・嘱託医3名</p>
目的	<p>【生活介護・施設入所・短期入所】 利用者一人ひとりが自立した生活を営めるよう、日々の暮らしの中で必要な支援、サポートを行う。</p>
方針	<p>【生活介護・施設入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己決定の尊重及び意思決定支援を行う。 2 地域移行に向け、外部での活動を増やす。 3 虐待防止の取り組みを強化し、身体拘束ゼロを目指す。 4 地震、風水害等の非常災害に対して備える。 <p>【短期入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規も含めた利用のニーズに対して出来る限り対応していく。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 ①利用者一人ひとりをより深く理解し、支援する。 ②人材力を強化する。 2 ①グループホーム（ひびき・くまの）での体験を行う。 ②地域活動に参加する。 3 ①研修を実施する ②会議等で情報を共有する 4 定期的に研修、訓練を行う。 <p>【短期入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規、特に緊急性の高いケースに対しては最大限配慮する。 2 入所待機者の利用を進めていく。
計画内容	<p>【生活介護・施設入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ①利用者一人ひとりをより深く理解し、支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己決定を引き出すため、また、意思決定が難しい利用者の嗜好その他を把握するために、日々コミュニケーションを重ね、意思決定支援力を高めていく。 ・情報収集や観察、ケーススタディー等を行う事で一人ひとりの「日常」を理解し「異常」に気付く目を養う。 ②人材力を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議やOJTを通して意思決定支援について議論する時間を設け、全員が共通認識を持って支援出来るようにする。 ・適宜研修に参加し、研修後にはフィードバックを行い、振り返りの機会を設けると共に情報共有を図る。

<p>計画内容</p>	<p>2 ①グループホーム（ひびき・くまの）での体験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に向けて利用者にグループホームでの生活を体験してもらい、将来について一緒に考える機会を設ける。 <p>②地域活動に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーン作戦や地域の行事を通して社会参加する機会を設け、地域生活への意識を高めていく。 <p>3 ①研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止、身体拘束適正化の施設内研修を新人職員含め全員に実施し、虐待防止、身体拘束ゼロへの意識を高める。 <p>②会議等で情報を共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議やケーススタディーを通して不適切な支援（グレーゾーン）について情報共有し、自身の支援を確認する。 ・身体拘束適正化委員会を毎月開催し、振り返りを行い様子を細かく確認する。 <p>4 定期的に研修、訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修は年2回、訓練は炊き出し（期限が近い備蓄品を使用）を行い、実際の動きをシミュレーションする。 <p>【短期入所】</p> <p>1 新規、特に緊急性の高いケースに対しては最大限配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性が高いケースに関しては出来る限り受け入れていく事で地域に貢献する。 <p>2 入所待機者の利用を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機者がスムーズに入所できるよう、各事業所と連携を取りながら定期的な利用を進めていく。
-------------	--

令和6年度事業計画	事業所名：エコネット・おおた
事業所の概要	<p>【住所】・・・・・・・・・・ 太田市細谷町 1714-2</p> <p>【サービスの種類と定員】・・ 就労継続支援A型事業 50名（現員 49名） 就労移行支援事業 6名（現員 6名）</p> <p>【職員体制】・・・・・・・・ 管理者 1名 サービス管理責任者（兼主任生活支援員） 1名 職業指導員 10名 賃金向上達成指導員 1名 就労支援員（兼職業指導員） 1名 生活支援員 4名 栄養士（兼職業指導員）1名 事務員 2名 調理補助員 1名</p> <p>【年間開所日数】・・・・・・・・ 248日</p>
目的	<p>【就労継続支援A型事業】 企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約等に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労の機会及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>【就労移行支援事業】 就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に行われる、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就労後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p>
方針	<p>1 アセスメント、個別支援計画により、効果的な支援を目指す。</p> <p>2 生活環境や障害特性の把握に努め、利用者本位の支援を行う。</p> <p>3 職業指導を通じ、仕事に責任や自覚を持ち、自立した意識を醸成する。</p>
重点目標	<p>【共通事項】</p> <p>1 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、「安全・健康第一・技能の向上」を目指した利用者・職員研修を行い、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す。</p> <p>2 利用者のストレングスを見つけ出し、個別支援計画書に記載する。</p> <p>3 感染予防対策等の実施により、クラスターの発生を防ぐ。感染者が発生した場合でも業務が継続できるような作業体制を構築する。</p> <p>4 委託業務先とは、長期的な視野を持ち、作業を含め各事業について連絡調整を行う。</p> <p>5 グループホームの運営について、ホームと連携、協力し一体的な支援を行い、安定した就労の継続ができるよう支援する。</p> <p>【就労継続支援A型】</p> <p>1 加齢、身体機能、意欲の低下により、就労の継続が難しい利用者が増えているため個々の障害特性等の状況に適した事業所を検討する。また、一般就労希望者の職場見学、実習を行う。併せて、B型事業の開設を視野に検討を進めていく。</p> <p>2 花卉栽培、レストラン業務、清掃業務の営業活動を行い、売り上げの向上を目指す。</p> <p>【就労移行支援】</p> <p>1 一般就労が難しい利用者は、適した事業所を検討する。また、一般就労に向け、職場見学や実践的な訓練を行い、就職に結び付ける。</p> <p>2 就労移行支援のあり方について検討する。</p>

計画内容	<p>【共通事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、「安全・健康第一・技能の向上」を目指した利用者・職員研修を行い、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・年間開所日を248日、作業日を242日と設定する。 心身ともにリフレッシュできるような行事を企画しより多くの参加を促す。 ・生活面、就労面で必要な知識を身につけるための研修を行う。 2 利用者のストレングスを見つけ出し、個別支援計画書に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ストレングを生かす視点を持ち、充実感や達成感を得られるように支援する。 ・繁忙期などには、利用者、職員共に作業部署間での協力体制により対応を図る。 3 感染予防対策等の実施により、クラスターの発生を防ぐ。感染者が発生した場合でも業務が継続できるような作業体制を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（BCP）については、状況に応じて随時、検証、見直しを行う。 4 委託業務先とは、長期的な視野を持ち作業を含め各事業について調整を行う。 5 グループホームの運営について、ホームと連携、協力し一体的な支援を行い、安定した就労の継続ができるよう支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの入居、短期入所により安心な生活を体感する。 ・ホーム利用者以外にも、自分自身の将来の生活について考える機会を持てるように見学や短時間ホームで過ごす等の経験できる機会を設ける。 ・職員間の協力体制を強化し、円滑な運営が行なえるように努める。 <p>【就労継続支援A型】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加齢や身体機能の低下により、A型での就労継続が難しい利用者には、個々の障害特性等の状況に適した事業所を検討する。また、一般就労希望者の職場見学、実習を行う。併せて、B型事業の開設を視野に検討を進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に面談の時間を設け、就労への意思確認や作業に対する負担感を聞き取り、利用者視点に立った支援を行う。 2 花卉栽培、レストラン業務、清掃業務の営業活動を行い、売り上げの向上を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・花卉栽培では、生産計画、作業計画に基づき、取引先との緊密な連絡調整を行い、要望などにも対応する。 ・レストラン業務では、お弁当の販売先に継続していただけるように工夫をする。 ・清掃業務では、技術及び作業能力の向上のための実践的な指導を行う。また、将来を見据えた営業活動を行う。 <p>【就労移行支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般就労が難しい利用者は、適した事業所を検討する。また、一般就労に向け、職場見学や実践的な訓練を行い、一般就労に結び付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労が難しい利用者には自己覚知を促し、利用者視点に立った支援を行った上で、関係者会議、見学、実習を重ねていく。 ・一般就労に繋がられるよう各部署と連携し、施設内訓練を実施する。就労定着が図れるよう、関係機関、家庭、ホーム等と連絡調整を密に行う。 2 就労移行支援のあり方について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存利用者の不利益にならないよう支援を継続し、一般就労や他事業所への移行に繋げていく。
------	--

令和6年度事業計画		事業所名：アクトつるやま
事業所の概要	<p>【住所】 太田市鳥山上町 2313 番地</p> <p>【サービスの種類とその定員】 生活介護事業 20名（現員19名） 日中一時支援事業 2名 …生活介護事業へ一本化</p> <p>【職員体制】 管理者1名（サービス管理責任者と兼務） サービス管理責任者1名 看護師1名（支援員と兼務） 支援員8名 事務員1名 調理員1名 嘱託医1名</p> <p>【年間開所日数】 248日</p>	
目的	<p>【生活介護事業】 利用者が家庭や地域で自立した生活を営めるよう、必要な支援を提供する。</p> <p>【日中一時支援事業】 ・生活介護事業の利用時間にかかる制度変更に伴い、現在実施している日中一時支援事業を生活介護に一本化していき、分かりやすいサービス利用としていく。</p>	
方針	1 人権の尊重 2 自己選択・自己決定 3 利用者中心の支援	
重点目標	<p>1 基本的な生活リズムや食事等の摂取状況について確認する。</p> <p>2 行動障害の強い方に、標準的な支援方法や日課の組み立てを再検討する。</p> <p>3 グループ毎の活動を軌道に乗せていく。</p> <p>4 地域生活支援拠点事業（利用者・家族の緊急時対応）への準備・推進。</p>	
計画内容	<p>1 【健康観察】 ○基本的な生活リズムや食事等の摂取状況について確認する。 利用者の健康状態について把握し、食事の摂取量や、基本的な生活リズムなどについて記録する。季節性の好/不調や、自分からうまく表現できない個々人の生理現象など丁寧に対応する。</p> <p>2 【行動障害の強い方への日課の組み立て】 ○利用者支援や日課の組み立てについては、以下の標準的な環境設定を工夫する。 ○PDCAを繰り返し、本人の選好や意思を反映させたスケジューリングとしていく。 ①時間 ②場所 ③見え方（感じ方） ④プラン（見立て） ⑤やり取りの工夫</p> <p>3 【グループ活動】 ○グループを大きく2つの班に分け、それぞれが特色のある活動をかたちづくる。 ○支援者とのスキンシップや仲間とのコミュニケーションを通して、他者との関り方に視点を向けて活動を実施する。 ①つるグループ・・・ウォーキングやリサイクル回収など、体を動かす活動。 歩くという基礎的な運動を通して自律性を養う。また、リサイクル活動では、自分の役割をもって他者と関わる。 ②やまグループ・・・室内で行える音楽活動や、スノーズレン、創作等の活動。 リズムに合わせて、発声する、模倣する、身体を動かすなどの身体動作から、スノーズレンなどの視覚と音を調整したスキンシップ、紙すきなどの創作活動を通して感覚を楽しみ表現する。</p>	

令和6年度事業計画	事業所名：障害者就業・生活支援センター わーくさぽーと
事業所の概要	<p>【住所】 太田市東本町 53-20 太田公民館東別館内</p> <p>【サービスの種類】 障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業および生活支援等事業) ※参考：登録者数：1,110名(令和5年12月31日時点) 群馬県障害者週末活動支援事業 太田市相談支援事業(障がい者就労相談)</p> <p>【職員体制】 センター長兼就業支援ワーカー1名、主任就業支援ワーカー1名、就業支援ワーカー4名、生活支援ワーカー2名(うち1名週末活動支援担当者兼務)</p>
目的	<p>障害者の生活する身近な地域で、雇用、保健、福祉及び教育等の関係機関との連携の下、就業面及び生活面の相談支援を一体的に行うことで障害者の自立・安定した職業生活の実現を図る。</p>
方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活全体への視点に重きを置き、登録者やご家族等のニーズ・特性に合わせた個別支援を行う。 2 障害者雇用に取り組む民間企業等のニーズ・特徴等に合わせた事業主支援を行う。 3 雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携・協力しながら支援を行う。 4 法人本部や法人内事業所との情報共有・連携を密に行う。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 中長期的視点で生活全般を見据えた支援を行う。 2 支援困難ケースについては、センター全体で共有・検討を行い、支援の統一を図る。職員個々の支援の質や専門性を高める。また、関係機関と連絡を密に取り合い、共同で支援を行えるよう働きかける。 3 障害者雇用制度の最新の情報を把握する。
計画内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 アセスメントに重点を置き、登録者の主体性を引き出せるような支援を行う。また、中長期的視点で就業面・生活面の支援を行う。特に生活面の基盤づくりは就業面に大きく影響するため、生活面で不安なことを重点に聞き取り、確認し、支援を行う。 ともの会・週末活動は、感染症の状況を随時確認しながら開催する。また、ともの会はパンフレット等を作成し、新規会員を増やすための取り組みを行い、活性化を図る。 2 困難ケースには、センター内で共有し、支援方法や方向性についての協議を積極的・建設的に行い、支援方法を全体で協議する。 関係機関との連携に重点を置き、支援を行う。太田市においては、新たに太田市障がい者相談支援センターに就労相談の担当者として職員を週1日派遣するほか、令和5年度と同様月1回の関係者会議を継続する。また、他市町についても同様の会議を持てるよう働きかける。 登録者に関係機関の役割・機能をわかりやすく説明し必要な場合には案内を行うとともに、他機関から相談や要請があった際には積極的に協力し、関係機関と相互に協力し合える体制をつくる。 3 障害者雇用促進法のみではなく、障害者総合支援法や労働基準法などの関連する法制度変更についても、相談や会社訪問などの際に説明できるよう職員各々が最新の情報を収集しセンター内で共有する。

令和6年度事業計画	事業所名：ありす相談支援事業所
事業所の概要	<p>1 ありす相談支援事業所</p> <p>【住所】 太田市東金井町 734-1</p> <p>【サービスの種類】 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援） 指定特定相談支援事業</p> <p>【活動圏域】 太田市・大泉町</p> <p>【職員体制】 管理者（主任相談支援専門員兼務）1名 相談支援専門員3名（兼務）</p> <p>2 ありす相談支援事業所（大泉町障害者相談センター） 〈大泉町より受託〉</p> <p>【住所】 大泉町大字吉田 2465 保健福祉総合センター内</p> <p>【サービスの種類】 指定一般相談支援事業（地域移行支援） 月・水・金 13:00～16:00</p> <p>【活動圏域】 大泉町</p> <p>【職員体制】 相談支援専門員 2名（兼務）</p> <p>3 太田市障がい者相談支援センター 〈太田市より受託〉</p> <p>【住所】 太田市浜町 2-35 太田市役所内</p> <p>【サービスの種類】 一般相談支援事業（基幹）</p> <p>【活動圏域】 太田市</p> <p>【職員体制】 相談員 1名（専従）</p>
目的	<p>障害者等からの各種相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な支援を行う。</p>
方針	<p>1 利用者の意向を尊重し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。</p> <p>2 適切なサービスが多様な事業者等から、総合的かつ効果的に提供されるよう公正中立に配慮して行う。</p>
重点目標	<p>1 ニーズに即した計画支援の充実のため相談員の資質強化を図る。</p> <p>2 利用者、サービス提供事業所、関係機関との連携強化し信頼関係を築く。</p>
計画内容	<p>1 ニーズに即した計画支援の充実のため相談員の資質強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画の作成・モニタリングの実施等を行う。 ・意思決定支援に基づいて、利用者の希望する生活が実現できるよう、今できることに着手した計画を考える。 ・積極的に研修に参加し自己研鑽を図る。また地域の協議会等に参加し体制の強化を図り、支援力を高める。 ・定期的に事業所内の会議を開催し情報を共有する。 <p>2 利用者、サービス提供事業所、関係機関との連携を強化し信頼関係を築く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場を考えながら話を聴いて、思いをくみ取る支援を行う。 ・関係機関と情報を共有出来るよう連絡を密にする。また緊急時には福祉課や基幹相談支援センター等と連絡を取り協力体制を築いていく。

令和6年度事業計画	事業所名：共生ホームあかり
事業所の概要	<p>【住所】 太田市東長岡町 1829-1</p> <p>【サービスの種類】 障がい者共同生活援助・短期入所 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (共用型)</p> <p>【定員】 障がい棟：共同生活援助 5名、短期入所 2名 高齢棟：入居 9名、共用デイ 1日定員3名</p> <p>【職員体制】 施設長 (サービス管理責任者を兼務) 1名 管理者 (介護支援専門員、介護業務、世話人を兼務) 1名 介護従事者、世話人兼務 17名 生活支援員、夜間支援員 各4名 (兼務)</p>
目的	<p>共生型としてグループホームを一体的に運営し、経営の安定を図る。小人数ならではの「個人と個性」を尊重し、必要な支援や要介護状態等の悪化を防げるようなサービス提供を行う。また、地域に住む障がい者の短期入所と高齢者の通所介護を受け入れ、入居者と利用者が相互に刺激しあい、協力した暮らしをしていく。</p>
方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の人権を守り、自己選択、自己決定を尊重し、自分で選び行動していくことを積み重ねていく姿勢を確立するよう努めていく。 2 利用者個々の生活リズムが守られ、自分の生き方を主体的に創造できるように、利用者中心の介護や支援の提供を行う。 3 あかりは地域の中の暮らしの場所であり、利用者が地域の一員として生活ができるように関わる。地域との良好な関係を築き、地域福祉へ貢献できるように努める。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 2 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取り組みの強化 3 虐待防止、身体拘束等の適正化の取り組みの徹底 4 行動問題を有する利用者への支援体制の充実 5 必要な公的補助金の導入 6 地域の一員としての生活支援
計画内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 日々変化していく利用者の心身の状態にきめ細やかに対応し、その人らしい生活を維持できるよう支援する。利用者の思いや意志を尊重し個々に役割を担い、利用者自身で生活を作っていくような支援を心がける。個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。(障害) 2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、BCP研修、訓練を行う。利用者の体調管理をおこない、医療機関と連携して健康で安心できる生活を維持していく。感染症対策と自然災害対策を十分におこない、緊急時もしっかり対応できるよう準備する。 3 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。職員に対し虐待の防止、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。 4 専門性に基づいた利用者支援体制を充実させるため、積極的に研修等に参加するなど知識、技能の習得、資格取得に努め、サービスの質、スキル向上のための自己研鑽を積む。支援、介護現場においては統一したチーム支援を目指す。 5 公的補助金制度に関する情報に目を向けるとともに、必要な申請書の作成を行い導入可能な機器や設備の更新、充実を図る。 6 家族や地域との関わりを大切にボランティアとの交流や地域の行事等に参加する。

令和6年度事業計画	事業所名：グループホーム
事業所の概要	<p>1 にらがわホーム</p> <p style="padding-left: 40px;">【住所】 太田市台之郷町 1039 蕪川市営住宅K-5 102・107</p> <p style="padding-left: 40px;">【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 入居者定員 4名</p> <p style="padding-left: 40px;">【職員体制】 管理者 1名 サービス管理責任者 1名 世話人 3名（うち 2名兼務）生活支援員 2名（兼務）</p> <p>2 ひびきホーム</p> <p style="padding-left: 40px;">【住所】 太田市東金井町 734-1</p> <p style="padding-left: 40px;">【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 入居者定員 7名</p> <p style="padding-left: 40px;">【職員体制】 管理者 1名 サービス管理責任者 1名 世話人 4名 生活支援員・世話人兼務 3名 夜間支援員 3名</p> <p>3 くまのホーム</p> <p style="padding-left: 40px;">【住所】 太田市東金井町 735</p> <p style="padding-left: 40px;">【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 入居者定員 7名、空床型短期入所</p> <p style="padding-left: 40px;">【職員体制】 管理者 1名 サービス管理責任者 1名 生活支援員・世話人兼務 4名 夜間支援員 4名</p>
目的	<p>入居者が主体的に地域生活を営むことができるように、必要なサービスを適切かつ効果的に提供していくとともに、一人ひとりのライフプランに配慮し、一市民としてより豊かな暮らしを築いていく。また、地域に住む障害者が緊急時に利用できるショートステイや地域生活支援拠点事業を提供し、地域のセーフティネットの役割を担っていく。</p>
方針	<p>【共同生活援助】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入居者の人権を守り、自己選択、自己決定を尊重し、主体的に暮らすための生活力や意欲の向上に努めていく。 2 健康に暮らしていけるように、それぞれの入居者に合わせた食事の提供や、通院、服薬等の健康管理を行う。 3 地域住民として、近隣住民との交流を大切にし、地域行事への参加や役割を担っていく。 <p>【短期入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グループホームの生活を知っていただく機会の提供や、緊急時のニーズに可能な限り対応していく。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止、権利擁護に努め、自己決定を尊重し入居者に寄り添った支援を行う。 2 入居者が自由で居心地が良く穏やかな生活が送れるよう支援を行う。 3 感染症対策を継続し入居者の健康管理に努める。 4 障害に対する理解を深め統一した支援を行う。 5 地域連携推進会議についての指針を定める。
計画内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止、権利擁護に努め、自己決定を尊重し入居者に寄り添った支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会での検討結果を職員に周知徹底し、従業者に対しての虐待防止のための研修を定期的実施する。 ・入居者一人ひとりのニーズを把握し、入居者自ら意思決定できるように適切な支援

<p>計画内容</p>	<p>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成において入居者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し、入居者が自立した日常生活を営む上での適切な支援内容の検討を行う。 <p>2 入居者が自由で居心地が良く穏やかな生活が送れるよう支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者同士が「認め合う」「助け合う」機会を大切にし、その場面や役割から喜びや自信へと繋げていけるよう支援を行う。 ・グループホームは生活の場であり、制約的・管理的支援に陥らないように努め自己決定を尊重し支援を行う。 ・感染症対策を継続しつつ、入居者のニーズに即した心身ともにリフレッシュできる余暇支援を行う。 ・入居者の心の支えとしての家族・親族との絆を大切にされた支援を心掛ける。 <p>3 感染症対策を継続し入居者の健康管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努め、協議を行う。 ・日々の様子を観察し、体重・血圧測定、検温、食事・水分摂取状況、睡眠状況等の健康管理を行い、異変を感じた場合は速やかに通院等の対応をしていく。 ・栄養のバランスと個々の嗜好を考慮し季節感のある食事を提供する。 ・感染症対策として施設内の換気・消毒、外出時の消毒、帰所時の手洗い・消毒・うがいを徹底する。 <p>4 障害に対する理解を深め統一した支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の限られた経験や思い込みに片寄らない支援を行うため研修に積極的に参加する。 ・日々の支援の中でホーム職員間で課題、問題、情報を共有し障害に対する理解を深め、統一した方向で一人ひとりの生活を支援する。 <p>5 地域連携推進会議についての指針を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度から義務化される地域連携推進会議について各ホームの代表者等で協議し運営方法等を取り決める。
-------------	--

令和6年度事業計画	事業所名：グループホームとも
事業所の概要	<p>【住所】 太田市細谷町 1731-1</p> <p>【サービスの種類】 障がい者共同生活援助・短期入所</p> <p>【定員】 共同生活援助 7名・併設型短期入所 2名</p> <p>【職員体制】 管理者（兼務）1名 サービス管理責任者（兼務）1名 生活支援員3名（兼務）世話人4名 事務員1名（兼務）</p>
目的	<p>利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介助その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。地域生活拠点事業を提供し、地域のセーフティーネットの役割を担っていく。</p>
方針	<p>【共同生活援助・短期入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本人の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し、適切な支援を行う。 2 健康的な生活ができるよう支援する。 3 利用者・保護者と連携し、安心した生活ができるよう支援する。 4 エコネット・おおたと連携・協力し、一体的な利用者支援を行う。 5 短期入所について、連絡・調整を行い、円滑な利用に繋げる。 6 地域生活拠点として緊急時の短期入所利用者の受入れに対応し、関係機関と共に必要な相談や調整を行う。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活の楽しさを実感できるよう、利用者同士で協力し合い、主体的な生活が営めるよう支援する。 2 利用者の健康管理に注意し、必要に応じて通院や服薬の支援を行う。 3 利用者が話しやすい雰囲気づくりに努め、いつでも相談できる環境を整える。 4 運営方法や勤務体制を柔軟に見直しながら、適切な支援体制を整える。また、エコネット・おおたと連携、協力しながら一体的な利用者支援を行う。 5 短期入所の利用者と将来の生活設計や意向について共に考えていく。
計画内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 週に一度利用者全員と職員とでミーティングを行い、生活における希望、帰省や外出予定の確認を一緒に行い、主体的な生活ができるよう支援する。 行事や季節感が感じられる献立により、個人の嗜好や健康に配慮した食事を提供する。余暇活動については、利用者の希望を取り入れられるように一緒に企画、実施する。 2 バイタルチェックなど健康管理の声掛けやアドバイスをする。通院同行を行い、日々の様子や症状などを伝えるとともに医療機関との連携を図る。 3 利用者・保護者との風通しの良い関係を構築し、いつでも相談でき、意思をくみ取ることができる支援を行う。 広報誌「とも通信」の発行により、利用者の生活状況や予定を利用者・保護者に伝える。 4 利用者の就労状況の情報を職員間で共有し、きめ細かい支援に繋げる。 5 短期入所の利用を促進することで、暮らしの場を提供し、将来の生活設計について具体的に提案していく。